

遊漁船業を行うにあたって

(兵庫県下における水産動植物に関する採捕の規制等について)

兵庫県農林水産部水産漁港課

はじめに

遊漁船業を営むにあたって、遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければなりません（遊漁船業の適正化に関する法律第15条）。

兵庫県下において、遊漁船業者が周知すべき法令は、

- ① 漁業法
 - ② 水産資源保護法
 - ③ 兵庫県漁業調整規則
- についてです。

ここでは、主に兵庫県漁業調整規則について遊漁船業に関わる条項を選び出していますので、内容をご理解いただき、水産資源の保護、漁場の安定的な利用に努めてください。

1 漁業に関する法令について

遊漁をするうえで、同じ資源を利用している漁業に関する法令等の知識は必要です。遊漁に関する法令のみならず、これらの法令を熟知することが適正な遊漁船業に結びつきます。

① 漁業法とは

公共水面での水産動植物の採捕について基本的制度を定めた法律で、漁業の制度や罰則を定めています。

② 水産資源保護法とは

水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたり維持するよう、漁具・漁法の制限等を定めた法律です。

③ 兵庫県漁業調整規則とは

兵庫県における水産資源の保護培養、漁業秩序の確立を目指して、漁業の方法、禁止区域、体長制限等を定めた規則です。

2 漁業権とは

漁業権とは、漁業協同組合などに免許されており、県内の沿岸地域のほとんどすべてに設定されています。

漁業権の内容となっている水産動植物を採捕すると、漁業権侵害として罰せられることがあります。

主な漁業権の種類

(1) 共同漁業権（一定の水域を共同利用して漁業を営む権利）

① 第1種共同漁業権

タコ・ワカメ・アサリ・サザエ・ナマコなどの定着性水産動植物を対象とする漁業

② 第2種共同漁業権

固定式の刺網などを敷設して魚類などを採捕する漁業

③ 第3種共同漁業権

つきいそ漁業権など

※つきいそ漁業権…海底に岩礁等を沈め、人工的に魚礁をつくり、そこに集まった魚類を採捕する漁業をいいます。

(2) 区画漁業権

カキ、ノリ、魚類など一定の区域内において営む養殖業。

3 兵庫県海面における水産動植物の採捕等に関する各種規制について

以下の法令等については、業務主任者から利用客に周知しなければなりません。周知した法令等を利用客が遵守していないときは、遵守するように指示してください。

水産資源保護法

(漁法の制限)

第五条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。ただし、海獣捕獲のためにする場合又は調査研究のため農林水産大臣の許可を受けてする場合は、この限りでない。

第六条 水産動植物を麻痺させ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。ただし、調査研究のため農林水産大臣の許可を受けてする場合は、この限りでない。

兵庫県漁業調整規則（抜粋）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、兵庫県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)において使用する用語の例による。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(保護水面における採捕の制限)

第32条 何人も、次に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定された保護水面をいう。）の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 次に掲げるア、ウ、エ及びイの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

ア 基点1（南あわじ市津井2051番地地先の管理者（水産資源保護法第20条に規定する保護水面の管理者をいう。以下この条において同じ。）が建設した標柱の位置をいう。）

イ 基点2（南あわじ市湊岩神の鼻に管理者が建設した標柱の位置をいう。）

ウ アの点から磁方位0度の線と、基点3（南あわじ市津井字雁子浜1480番地地先に管理者が建設した標柱の位置をいう。エにおいて同じ。）と基点4（南あわじ市湊湊港北防波堤にある灯標の位置をいう。エにおいて同じ。）を結んだ線との交点

エ イの点から磁方位25度の線と、基点3と基点4を結んだ線との交点

(2) 次に掲げるア、ウ、エ及びイの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

ア 基点1（南あわじ市灘惣川丹後25番地に管理者が建設した標柱の位置をいう。）

イ 基点2（南あわじ市灘山本仏谷638番地に管理者が建設した標柱の位置をいう。）

ウ アの点から137度（真方位をいう。以下この章において「何度」という場合において同じ。）650メートルの点

エ イの点から137度650メートルの点

(3) 次に掲げるア、ウ、エ及びイの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた水面

ア 基点1（洲本市五色町鳥飼浦字船瀬北海岸2341番地先に管理者が建設した標柱の位置をいう。）

イ 基点2（洲本市五色町都志角川字三反田983番地に管理者が建設した標柱の位置をいう。）

ウ アの点から293度840メートルの点

エ イの点から295度860メートルの点

(稚魚育成漁場における採捕の禁止)

第33条 何人も、次に掲げる水面においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 次に掲げるア、イ、エ、ウ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面
 - ア 基点1 (淡路市育波字塩焼585番地の2に知事が建設した標柱の位置をいう。) から310度500メートルの点
 - イ アから310度350メートルの点
 - ウ 基点2 (淡路市斗ノ内字大谷430番4に知事が建設した標柱の位置をいう。) から310度1,000メートルの点
 - エ ウから310度400メートルの点

- (2) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面
 - ア 北緯34度40分27秒東経134度54分37秒の点 (旧江井島港西防波堤灯台中心点) から160度1,000メートルの点
 - イ アから213度150メートルの点
 - ウ イから123度600メートルの点
 - エ ウから33度150メートルの点

- (3) 次に掲げるア、イ、エ、ウ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた水面
 - ア 基点3 (南あわじ市阿那賀志知川181番地の2 県道幸右衛門橋左岸橋台に知事が設置した標識の位置をいう。) から295度200メートルの点
 - イ アから295度200メートルの点
 - ウ 基点4 (南あわじ市阿那賀志知川171番地の2 県道護岸に知事が設置した標識の位置をいう。) から295度190メートルの点
 - エ ウから295度200メートルの点

(禁止期間)

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	禁止期間
ぼら（全長20センチメートル以下のものに限る。）	4月1日から8月31日まで（淡路島沿海においては、4月1日から12月31日まで）
いたぼがき	4月1日から10月31日まで
うちむらさき	6月1日から10月31日まで
たいらぎ（殻長20センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から10月31日まで
みるくい（殻長10センチメートルを超えるものに限る。）	6月1日から10月31日まで
なまこ	5月1日から10月31日まで

(全長等の制限)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、第4条第1項第1号に掲げる漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
うなぎ	全長 20センチメートル以下
ぶり（もじゃこ）	全長 15センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下
さざえ	殻蓋の径 2.5センチメートル以下
たいらぎ	殻長 20センチメートル以下
みるくい	殻長 10センチメートル以下
まだこ	体重 100グラム以下
いわな及びやまめ（あまごを含む。）	全長 12センチメートル以下
こい	全長 15センチメートル以下

(漁法の制限及び禁止)

第36条 何人も、海面において次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 発射装置を有するもり及びやすにより行う漁法
- (2) 水中に電流を通じてする漁法
- (3) 12月1日から翌年5月31日までの間にするあなごもんどりにより行う漁法
- (4) 日没から日出までの間に岩礁又は築いそにおける魚類を威嚇してする漁法(共同漁業権に基づく寄魚漁業を除く。)
- (5) 空つりこぎ(文鎮こぎを除く。)
- (6) すまるにより行う投げかけ漁法

(禁止区域等)

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
あゆ	1月1日から5月25日まで(加東市斗竜灘漁場(加古川の区域のうち、斗竜橋(同市上滝野)下流端から下流滝見橋(同市上滝野)上流端までの区域をいう。)においてあゆかけひ又はあゆさお釣りによるとる場合にあっては、1月1日から4月30日まで)	海面及び内水面(武庫川の区域のうち、武庫川尻から阪神電気鉄道武庫川鉄橋までの区域を除く。)
あさり(殻長2.5センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
はまぐり(殻長5センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
ばかがい	4月1日から10月31日まで	海面

さく 溯河性さけ	周年	内水面
ます類（にじ ますを除 く。）	10月1日から翌年2月末日まで	内水面

（遊漁者等の漁法の制限）

第40条 何人も、海面において次に掲げる漁法以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- （1） さお釣り又は手釣り（船舶を使用して行うまき餌釣りを除く。）
- （2） たも網又はさ手網により行う漁法（火光を使用するもの及び漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定による登録を受けていない動力船を使用して行うものを除く。）
- （3） 投網により行う漁法（火光を使用するもの及び船舶を使用して行うものを除く。）
- （4） 熊手（幅20センチメートル以下で、網が付いていないものに限る。）又は移植ごて（最長の部分が40センチメートル以下のものに限る。）により行う漁法（火光を使用するもの及び船舶を使用して行うものを除く。）
- （5） 徒手採捕

【参考】漁船法

（漁船の登録）

第十条 漁船（総トン数一トン未満の無動力漁船を除く。）は、その所有者がその主たる根拠地を管轄する都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けたものでなければこれを漁船として使用してはならない

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第42条 何人も、水産動植物に有害な物※を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

※有害な物とは、水産動植物の死滅、成長の阻害、来遊の阻害、悪臭等による価値の棄損等の原因となる物

第6章 罰則

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第32条から第39条まで、第41条第1項、第42条第1項、第43条又は第44条の規定に違反した者
- (2) 第41条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により移植の許可に付けた条件に違反した者
- (3) 第23条第1項、第42条第2項又は第47条第1項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第56条 第25条第1項（第45条第9項において準用する場合を含む。）、第31条第1項若しくは第2項、第40条第1項又は第41条第8項の規定に違反した者は、科料に処する。

第57条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第55条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。